

返戻金制度に関する事項

当事業所の紹介した採用決定者(求職者)が一身上の都合により6ヶ月以内に退職した場合には、当事業所は採用した事業所に対して、領収済み紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に応じて、採用決定者(求職者)退職日より14日以内に返還します。

- ・ 1ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の90%
- ・ 3ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の50%
- ・ 6ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の30%

但し、採用した事業所の採用決定者(求職者)に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者(求職者)が一身上の都合にて退職した場合には、当事業所は採用した事業所に紹介手数料を返還しないこととします。

上記の手数を上限(上記の手数料には消費税が含まれていない)とする。

なお、上記の定めはあるが、現状は職業訓練生やT A C利用者の早期就労支援を優先しており、上記手数料は徴収しない。

許可番号 43-ユ-010055

事業所の名称及び所在地 東京会計株式会社

熊本市中央区水道町9-29 フォレストビル水道町1F